
下松市 住居表示整備事業

住居表示のしおり

— 中央地区にお住まいの皆さま・事業主の皆さまへ —
(大字西豊井・大字東豊井の一部)

実施日：令和8年10月13日

郵便番号：〒744-0009

新町名：豊井西一～三丁目



下松市役所

建設部 都市政策課 都市計画係

令和8年7月

目次

はじめに	2
新しい住所の表し方	2
住居表示実施区域	3
市から皆さまへお届け・配付するもの	4
住所変更手続き 一覧表（個人向け）	5
手続きチェックリスト（個人用）	7
住所変更手続き 一覧表（法人・個人事業主向け）	8
手続きチェックリスト（法人用）	9
よくある質問（Q & A）	10
問合せ先一覧表	12

はじめに

市民の皆さまには、日頃から市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

下松市では、誰もが住みやすく、分かりやすい「まち」となるように、安全性と利便性の向上を目的に、住居表示整備事業を進めてまいりました。

この度、「令和8年10月13日」から、中央地区（大字西豊井・大字東豊井の一部）において新町名の「**豊井西一～三丁目**」に変わります。

本冊子では、新住所への変更に伴う様々な手続きについてご案内しております。内容をご確認いただき、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

新しい住所の表し方

住居表示が実施されますと、住所は、これまでの「大字＋地番（番地）」を用いた表示から、「町名＋街区符号（番）＋住居番号（号）」を用いた分かりやすい表示に変わります。

また、地番は「町名」の部分のみが新町名に変わります（番地はそのままです）。

これまで			
住所（土地）	下松市	<u>大字西豊井</u>	〇〇〇番地〇〇
地番（土地）	下松市	<u>大字西豊井</u>	〇〇〇番〇〇



これから（令和8年10月13日～）			
住所（ <u>建物</u> ）	下松市	<u>豊井西一丁目</u>	△番△号
地番（土地）	下松市	<u>豊井西一丁目</u>	〇〇〇番〇〇

※自治会や学校区の名称・区域に変更はなく、統合や分割ありません。

住居表示実施区域



市から皆さまへお届け・配付するもの

住居表示の実施日（１０月１３日）の約１カ月前に、順次、下記の１～３の書類や物品を配付（または郵送）します。内容をご確認ください。

1 (書類)

住居表示通知書 ※再発行不可

皆さまの新しい住所をお知らせする通知書です。世帯員ごと、法人ごとに配付します。大切に保管をお願いします。

運転免許証や金融機関等の届出など、各種の住所変更手続きの際に「住所が変わったこと」を証明する書類として利用できます。

2 (物品)

住居表示板（プレート）

町名（豊井西〇丁目）・街区符号（〇番）・住居番号（〇号）が表示された緑色のプレートです。郵便物の誤配防止などの目印となるよう建物の見えやすい場所（門扉や玄関付近など）への取付けにご協力をお願いします。

3 (物品)

住所変更通知用はがき

親族・知人や取引先などに、新住所をお知らせするためのはがきです（郵便料金無料）。

１世帯当たり５０枚、法人１社当たり１００枚を配付予定です。

【追加が必要な場合の窓口】

●下松市役所 都市政策課（２階⑩番窓口、☎0833-45-1861）

(書類)

住居表示証明書 ※再発行可能（手数料無料）

住居表示通知書を紛失した場合などは、住居表示証明書を次のとおり発行いたします。

【発行が必要な場合の窓口】

●個人用：下松市役所 市民課（１階⑤番窓口、☎0833-45-1822）

●法人用：下松市役所 都市政策課（２階⑩番窓口、☎0833-45-1861）

住所変更手続き 一覧表（個人向け）

住居表示が実施されると、引っ越しをしたときと同じように、様々なところに届出ている住所の変更・修正が必要となる場合があります。また、住所変更に伴う手続きには、「自動的に変更されるもの」と「ご自身で変更手続きが必要なもの」があります。

※手続きの際は、問合せ先に必要なものを事前確認することをおすすめします。

☒ Ⅰ. 自動的に変更されるもの（例）  手続不要	
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録 戸籍・戸籍の附票 上下水道 選挙人名簿	市役所にある公簿類（住所・本籍の項目）は、市役所が新しい住所に更新します。
各種保険に関する証 （国保・後期・介護） 福祉医療費受給者証 （乳幼児、子ども、ひとり親、重度） 児童扶養手当証書	旧住所地の証でも問題なく使用ができます ※新住所地の証が記載されたものを希望する場合は、市役所の担当部署にお問合せください。 ※ただし「障害者手帳（身体、療育、精神）」は、住所変更の手続きが必要です。 手続きの期限はありませんので、ご都合の良いときに手帳を持参の上、下松市役所 障害福祉課にお越しください。 （Ⅰ階⑰番窓口、☎0833-45-1835）
パスポート（旅券）	緊急連絡先として、最終ページに旧住所をご記載の場合、ご自身で二重線を引き訂正してください。
郵便配達	市役所から郵便局へ、新住所の通知を行います。 ※実施日からしばらくの間は、旧住所宛ての郵便物も、新住所宛ての郵便物も届きます。ただし、郵便物の種類によっては、届かない場合がありますので、なるべく早めに差出人に新住所をお知らせください。
不動産登記（不動産所在） ※土地、建物	「不動産の所在」は、山口地方法務局周南支局が新しい町名に更新します。 ※ただし「不動産所有者等の住所」は、本人が変更登記申請をする必要があります。

2. ご自身で変更手続きが必要なもの（例）



要確認

マイナンバーカード （個人番号カード）	下松市役所 市民課（1階5M窓口、☎0833-45-1822） ⌚ 期限はありません。都合の良いときに手続きをしてください。
運転免許証	周南運転免許センター（周南総合庁舎内、☎0834-22-5310） 山口県総合交通センター（☎083-973-2900） 県内の警察署（※下松警察署は受付していません。） ⌚ 速やかに手続きをしてください。
自動車等の検査証（車検証）	【自動車】山口運輸支局（☎050-5540-2073） 【軽自動車】軽自動車検査協会（☎050-3816-3085） ⌚ 速やかに手続きをしてください。
不動産登記（所有者等住所） ※土地、建物	山口地方法務局周南支局（☎0834-28-0244） ⌚ 実施日の10日後以降から手続きが可能で、実施後の2年以内に手続きをする必要があります。
中国電力（電力会社）	左記の事業者から、住居表示実施後、長期間にわたり旧住所で通知などが届く場合は、手続きが必要か直接ご確認ください。 ※左記の事業者以外と契約している場合は、手続きが必要となる場合がありますので、直接ご確認ください。
NTT（固定電話・通信回線）	
NHK（テレビ）	
山口合同ガス（ガス会社）	
健康保険組合（資格確認書等）	市役所への届出や住所変更手続きは不要です。 ただし、関係する機関などによっては、手続きが必要となる場合がありますので、直接ご確認ください。 【参考】 手続きに必要なものの基本は、 ①住居表示通知書の写し（または住居表示証明書） ②本人確認書類 ③印鑑 など
国民年金・厚生年金	
金融機関等の預貯金口座	
クレジットカード	
生命保険・損害保険	
携帯電話	
インターネット	
学校・幼稚園・保育園などのお子様の住所変更	
勤務先（年金、健康保険、通勤手当など）	
各種許認可証、資格書 など	
各種会員登録 など	

手続きチェックリスト（個人用）



手続き忘れは
ありませんか？

☑	項 目	手続きが必要な方の氏名	メ モ
	マイナンバーカード		
	運転免許証		
	自動車等の検査証（車検証）		
	不動産登記（所有者住所）		
	電力会社、ガス会社		
	健康保険組合（資格確認書等）		
	年金		
	金融機関等		
	クレジットカード		
	生命保険・損害保険		
	携帯電話		
	インターネット		
	学校・幼稚園・保育園など （お子様の住所変更）		
	勤務先（年金、健康保険、 通勤手当など）		
	各種許認可証、資格書		
	各種会員登録		

住所変更手続き 一覧表（法人・個人事業主向け）

法人および個人事業主の方は、住居表示の実施により、事業所などの所在地や代表者・役員などの住所が変更となるため、各種届出が必要です。

特に、登記関連には法律上の期限がありますので、お早めにご対応ください。

※法人および個人事業主の方には、「会社及び法人登記のしおり」を合わせて配付していますので、そちらも参考にしてください。

□ 1. 法務局への届出

- ▶ 相談先：山口地方法務局 法人登記部門（☎083-922-2295 音声案内③→②）

※登記相談や手続きは、予約が必要です。詳しくは法務局にご確認ください。

- ▶ 期限：住居表示実施日から2週間以内

- ▶ 必要書類：①変更登記申請書

②法務局への届出印

③代表者本人以外の場合は委任状

④住居表示通知書の写し（または住居表示証明書）

※住居表示通知書の写し（または住居表示証明書）を添付の場合、登録免許税はかかりません。

【発行窓口】下松市役所 都市政策課（2階⑩番窓口、手数料無料）



詳しくは
山口地方法務局
ホームページ
を確認

■ 2. その他の届出（該当の場合のみ）

【法人税】徳山税務署（☎0834-21-1010）

【法人県民税】周南県税事務所（☎0834-33-6411）

【法人市民税】下松市役所 税務課市民税係（1階③番窓口、☎0833-45-1815）

【健康保険・年金】所管する年金事務所

【労働保険】下松労働基準監督署（☎0833-41-1780）

【雇用保険】ハローワーク下松（☎0833-41-0870）

※個人事業主の方も、事業所所在地の変更届出が必要となる場合があります。

※法人・個人事業主に係る住居表示実施に伴って生じた費用に対して、補助金等の制度はありません（過去にも、補助金等の制度は実施していません）。
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

手続きチェックリスト（法人用）



手続き忘れは
ありませんか？

☑	項 目	メ モ	完了日
	法務局（商業・法人登記）		
	徳山税務署（法人税）		
	周南県税事務所（法人県民税）		
	市税務課（法人市民税）		
	年金事務所（健康保険・年金）		
	労働基準監督署（労働保険）		
	ハローワーク下松（雇用保険）		
	取引先・顧客への新住所お知らせ		
	自社ホームページ		
	名刺		
	封筒		
	パンフレット		
	印鑑		
	看板		

よくある質問（Q & A）

Q 1	実施日（１０月１３日）前後の郵便物などは、宛先を旧住所（または新住所）に書き間違えていたら届かなくなりますか？
A 1	実施日前後の期間は、旧住所宛ての郵便物も、新住所宛ての郵便物も届きます。 ただし、郵便物の種類によっては、届かない場合がありますので、なるべく早めに差出人に新住所をお知らせください。
Q 2	住居表示の実施で、自治会や学校区は変わりますか？
A 2	自治会や学校区の名称・区域に変更はなく、統合や分割ありません。各種の地域行事やコミュニティ活動なども現在と変わることはありません。
Q 3	新しい住所や郵便番号はどうやって決まりますか？
A 3	新しい住所は、 ●地域の皆さんのアンケートで決まった「新町名（豊井西〇丁目）」、 ●恒久的な道路や水路によって区画を分けた「街区符号（〇番）」、 ●建物の主要な入口（玄関）の位置を基準に決定した「住居番号（〇号）」 によって決まります。 郵便番号は、郵便局から新しい郵便番号が付番され、豊井西一丁目から三丁目まで「〒７４４－０００９」に変わります。 新しい住所や郵便番号は、実施日（１０月１３日）の約１カ月前に、それぞれのご家庭や事業者へ住居表示通知書でお知らせします。
Q 4	本籍地はどうなりますか？
A 4	本籍地は、地番部分は変わらず町名部分が新町名に自動的に変更されます。 【例】 下松市 <u>大字西豊井</u> ●●●番地▲▲ ➡ 下松市 <u>豊井西一丁目</u> ●●●番地▲▲ (町名) (地番) (新町名) (地番)

Q 5	住所の変更手続きには手数料がかかりますか？
A 5	運転免許証や不動産登記など、住居表示の実施に伴う公的な手続きについては、原則としてご自身の費用負担はありません。また、手続きの証明書類として必要な「住居表示証明書」の発行も無料です。 ただし、手続きを司法書士に委託した場合などは費用が発生します。
Q 6	住所の変更手続きは代理人でもできますか？ 市役所で手続きの代行はしていますか？
A 6	代理人でも手続き可能なことが多いですが、委任状が必要な場合や、代理人は不可の場合もあるため、事前に確認をお願いします。 なお、市役所は、手続きの代行は行なっておりません。
Q 7	実施日が近づいたら、気を付けておくことはありますか？
A 7	実施日が近づいたら、P.7とP.9にまとめているチェックリストを参考に、住所の変更手続きが必要なものをリストアップしておき、準備を進めておきましょう。 また、特に法人および個人事業主の方は、実施日が近づいたら、次のことに気を付けてください。 ●封筒や名刺など、旧住所入りの印刷物の大量発注 ●旧住所の入った印鑑や表札、看板などの新調
Q 8	住居表示に伴う手続きで相談したいことがあったら、どこに相談したらいいですか？
A 8	下記の問合せ窓口にご相談ください。 【問合せ窓口】 下松市役所 都市政策課（2階⑩番窓口、☎0833-45-1861） ●開庁時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日を除く） ●平日または日中の相談が困難な場合、こちらの「住居表示に伴う手続きに関する相談フォーム」をご活用ください。後日回答いたします。 ➡ （24時間入力可能） 

問合せ先一覧表

内容	問合せ窓口	電話番号
住居表示整備事業 全般 住居表示証明書（法人向け）	下松市役所 都市政策課 （２階⑩番窓口）	 0833-45-1861
住居表示証明書（個人向け） 住民票・戸籍 印鑑登録 マイナンバーカード パスポート（旅券）	下松市役所 市民課 （１階⑤番窓口・５M窓口）	 0833-45-1822
国民健康保険資格確認書等 後期高齢者医療資格確認書等	下松市役所 保険年金課 （１階⑧番窓口）	 0833-45-1823
年金手帳、年金証書	下松市役所 保険年金課 （１階⑦番窓口）	 0833-45-1824
介護保険被保険者証等	下松市役所 高齢福祉課 （１階⑨番窓口）	 0833-45-1831
障害者手帳 福祉医療費受給者証（重度）	下松市役所 障害福祉課 （１階⑰番窓口）	 0833-45-1835
福祉医療費受給者証 （乳幼児、子ども、ひとり親）	下松市こども未来課 （下松市文化健康センター２階）	 0833-45-1836
児童扶養手当証書	下松市こども家庭課 （下松市文化健康センター２階）	 0833-45-1873
上下水道	下松市上下水道局 料金センター	 0833-45-1883